令和２年度
第４回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第４回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年７月２０日（月）　１５時５２分開会
　　１７時１５分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員２０名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	議事録署名委員
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	議事録署名委員
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	中村康文
管理課長	荒川裕昭
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主任	福士憲二
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　臨時議長の選出
日程第３　　臨時議長挨拶
日程第４　　議事録署名委員の指名
日程第５　　諸般の報告
日程第６　　選挙の部
　　選挙第１号　千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出について
　　選挙第２号　千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出について
　　選挙第３号　議席の決定について
日程第７　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
　　報告第 2 号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
　　報告第 3 号　令和元年度第 8 号農用地利用集積計画の変更について
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 5 条の規定による許可申請について
　　議案第 2 号　令和 2 年度第 3 号農用地利用集積計画の決定について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　令和２年度第４回千歳市農業委員会総会の開催にあたり、臨時議長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

なお、この度の総会は委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、市長が招集しております。

ここで、市長より任命を受けられた委員の皆様をご紹介申し上げます。遠藤委員から順に、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

遠藤委員です。片桐委員です。川端委員です。黒澤委員です。今委員です。三溝委員です。清水委員です。鈴木委員です。高橋委員です。

田村委員です。登坂委員です。長島委員です。中村委員です。樋口委員です。平岡　日出男委員です。平岡　博委員です。平沖委員です。藤田委員です。宮澤委員です。山形委員です。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局、自己紹介）

ただ今から、令和２年度第４回農業委員会総会を開会いたします。

現在の出席委員は20名であります。

よって、当総会は成立いたしております。

委員の任期満了による任命の後、最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方議会にならい、年長の委員を臨時議長としてお願いしたいと思います。

出席委員中、樋口委員が年長者でありますので、これより先は、樋口臨時議長により議事進行をお願い申し上げ、座長を退任させていただきます。

（樋口委員、席移動）

＜日程第２　臨時議長挨拶＞

臨　時　議　長　　ただ今、ご紹介いただきました樋口です。
臨時に議長の職務を行います。
よろしくお願いいたします。

＜日程第４　議事録署名委員の指定＞

臨　時　議　長　　日程第 4、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、藤田委員、今委員を指名いたします。

＜日程第５　諸般の報告＞

議　　長　　事務局に諸般の報告をさせます。

事　務　局　　お手元に配布しております資料に基づき、前回総会以降の諸般の事項につきまして、ご報告いたします。
初めに、6 月 29 日、公益財団法人道央農業振興公社定時評議員会が、同公社で開催され、樋口会長が出席しており、審議事項は記載のとおりです。
次に、7 月 10 日、道央農業振興対策協議会幹事会並びに JA 道央広域生産組織連絡協議会、合同作況視察が開催され、事務局長が出席しており、北広島・野幌・江別地区の圃場及び㈱ﾌﾗﾜｰﾃｸﾆｶえべつの視察を行っております。
最後に、7 月 14 日、令和 2 年度第 1 回火山灰・砂利採取特別委員会が農民研修ｾﾝﾀｰで開催され、平沖委員長外、委員 6 名と、会長、会長職務代理者及び事務局が出席しております。
審議事項は記載のとおりで、審議事項 3 については、議案第 1 号で審議いただきます。
事務局からは、以上です。

＜日程第６　選挙の部＞

【選挙第１号　千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出について】

臨　時　議　長　　次に、日程第 6、選挙の部に入ります。（15：58）
　選挙第 1 号、千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　選挙第 1 号、千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてご説明申し上げます。
　この度の農業委員会委員の任期満了に伴い、会長及び会長職務代理者が不在となっております。
　会長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てるとされており、また、会長職務代理者につきましては、同条第 5 項及び千歳市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができるとされておりますので、会長及び会長職務代理者の互選につきまして、ご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上です。

臨　時　議　長　　会長及び会長職務代理者の選出について、事務局から提案はありますか。

事　　務　　局　　選考委員会を設置して選出することとし、その選考委員については、農業地域全体の意見としてまとめるため、各地区などから推薦を受けた方で、かつ 2 期目以降の委員とすることが良いのではと考えます。
　選考委員として、鈴木委員、田村委員、中村委員、平岡日出男委員、宮澤委員、山形委員の 6 名を提案いたします。

臨　時　議　長　　ただ今、事務局から選考委員会の設置と選考委員選出の考え方及び委員 6 名について提案がありましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

臨　時　議　長　　ご異議なしと認めます。
　会長及び会長職務代理者の選出については、選考委員会を設置し、

選出することに決定しました。
　選考委員は、鈴木委員、田村委員、中村委員、平岡日出男委員、宮澤委員、山形委員の６名とし、選考委員長につきましても、臨時議長と同様に、地方議会にならい、年長の委員を委員長としてお願いしたいと思いますので、田村委員を指名します。
　これより、選考委員会を開催いたしますので、選考委員の方は、第３委員会室へご参集ください。
　暫時休憩します。（16：02）

（第３委員会室にて、選考委員会）

臨　時　議　長　　再開します。（16：07）
　会長及び会長職務代理者の選考結果について、選考委員長の報告を求めます。

田村選考委員長　　選考委員会で協議した結果、会長に長島委員、会長職務代理者に平沖委員を推薦することに決定しましたので、ご審議・ご決定いただきますようお願いします。

臨　時　議　長　　お諮りします。
　ただ今の選考委員長の報告のとおり、会長に長島委員、会長職務代理者に平沖委員を選出することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

臨　時　議　長　　ご異議なしと認めます。
　それでは、ただ今選出されました長島会長、平沖会長職務代理者から、就任のご挨拶をお願いいたします。

（長島会長、平沖会長職務代理者、就任あいさつ）

臨　時　議　長　　これをもって、臨時議長の職務を終えましたので、私は退任させていただきます。皆様には議事進行につきましてご協力いただき、誠にありがとうございました。
　それでは、長島会長、議長席にお付きください。
　暫時休憩します。（16：10）

（席移動）

【選挙第２号　千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出について】

議　　長　　再開します。（16：11）

次に、選挙第 2 号、千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出についてを議題といたします。

千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱第 3 条第 1 項の規定により、委員会の委員は、会長が総会に諮って選任することになっております。

また、同要綱第 2 条の規定により、委員の定数はそれぞれ 10 名となっておりますので、農政小委員会委員、農地小委員会委員及び火山灰・砂利採取特別委員会委員を選任させていただきます。

農政小委員会委員に川端委員、黒澤委員、三溝委員、鈴木委員、高橋委員、登坂委員、中村委員、樋口委員、平岡日出男委員、平岡博委員、農地小委員会委員に遠藤委員、片桐委員、今委員、清水委員、田村委員、登坂委員、中村委員、藤田委員、宮澤委員、山形委員、火山灰・砂利採取特別委員会委員に遠藤委員、片桐委員、黒澤委員、三溝委員、鈴木委員、田村委員、平岡日出男委員、平岡博委員、宮澤委員、山形委員、以上の方々を選任することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議なしと認めます。

ただ今、お名前を申し上げた小委員会委員各 10 名、特別委員会 10 名の方を選任することに決定いたしました。

各小委員会及び特別委員会の正副委員長は、同要綱第 4 条第 2 項の規定により、小委員会又は特別委員会において互選すると規定されております。

それでは、委員会ごとに、正・副委員長の互選を順次行っていただきますので、まず初めに、農政小委員会委員は、第 3 委員会室へ移動願います。

暫時休憩します。（16：14）

（農政小委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：18）

続いて、農地小委員会委員は、第 3 委員会室へ移動願います。

暫時休憩します。（16：18）

（農地小委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：21）
　続いて、火山灰・砂利採取特別委員会委員は第3委員会室へ移動願います。
　暫時休憩します。（16：21）

（火山灰・砂利採取特別委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：25）
　ただいま互選をいただきました各小委員会及び特別委員会の委員長並びに副委員長を発表いたします。
　農政小委員会委員長、鈴木委員、副委員長、中村委員、農地小委員会委員長、宮澤委員、副委員長、今委員、火山灰・砂利採取特別委員会委員長、山形委員、副委員長平岡日出男委員。
　選任されました委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。
　ここで、ただ今選任された各正・副委員長から一言ずつ御挨拶をお願いします。

（農政小委員会委員長、副委員長、農地小委員会委員長、副委員長、火山灰・砂利採取特別委員会委員長、副委員長挨拶）

議　　長　　ありがとうございました。

【選挙第３号　議席の決定について】

議　　長　　次に、選挙第3号、議席の決定についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　選挙第3号、議席の決定についてご説明申し上げます。
　千歳市農業委員会会議規則第7条の規定により、議席はあらかじめくじで定めるとされておりますことから、議席をくじで決定いたします。
　なお、会長及び会長職務代理者については、慣例により会長は 20番、会長職務代理者は、1番とさせていただきます。

議　　長　　それでは、議席が決まった2名以外の委員は仮議席順にくじを引いていただき、事務局職員へお渡し願います。

（くじ引き、開始）

議　　長　　事務局から議席の発表があります。

事　務　局　　議席を発表いたします。
2番宮澤委員、3番三溝委員、4番登坂委員、5番平岡博委員、6番今委員、7番片桐委員、8番樋口委員、9番川端委員、10番田村委員、11番遠藤委員、12番鈴木委員、13番清水委員、14番平岡日出男委員、15番黒澤委員、16番藤田委員、17番中村委員、18番山形委員、19番高橋委員、以上であります。

議　　長　　各委員の方は、名札をお持ちになり、決定した議席に移動をお願いします。暫時休憩します。（16：34）

（席移動）

＜日程第７　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　再開します。（16：38）
次に日程第7、報告の部に入ります。
初めに報告第1号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第1号について、ご説明申し上げます。議案書4ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。今月の農地法第3条の規定による届出は1件です。
相続等により農業委員会の許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出なければなりません。
届出の時期につきましては、遅滞無く農業委員会に届出るよう定められておりますが、遅滞無くとは権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内の期間としております。

整理番号5、届出地は、中央○○○○、外7筆。地目は、公簿は畑、原野及び田、現況は畑で、面積は8筆合わせまして165,035.16㎡であります。

土地の取得人は、千歳市信濃○○○○、△△△△さんで、平成31年4月29日に相続により所有権を取得しており、令和2年6月25日に受理通知書を交付しております。

以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第2号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第2号について、ご説明申し上げます。議案書5ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

農地法第18条第6項では、農地または採草放牧地の賃貸借について、合意による解約等が同条第1項ただし書きにより都道府県知事の許可を要しないで行われた場合には、解約をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

つきましては、今般、先の規定による使用貸借の合意解約の通知がありましたので、次のとおり報告します。

整理番号7、土地の所在は、東丘○○○○の内。面積は、640㎡であります。

千歳市東丘○○○○、△△△△さんが、千歳市東丘○○○○、△△△△さんに3条による使用貸借していた農地について、双方合意により令和2年5月8日に解約され、6月24日に届出を受けております。

今回解約のあった農地につきましては、令和2年第2回総会で5条の使用貸借により、農業用倉庫へ転用するとして議決された箇所であり、これに伴い、当該転用箇所において契約されていた使用貸借契約について解約の届出を受けたものであります。

本来であれば3条の使用貸借の解約の届出があった後に5条の転用

が行われますが、解約の手続き自体は、転用前になされていたものの、農委に対する届出が遅れたことにより今回の報告となりました。
以上、報告第２号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第２号を報告済といたします。

【報告第３号　令和元年度第８号農用地利用集積計画の変更について】

議　　長　　次に、報告第３号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　報告第３号について、ご説明申し上げます。
議案書６ﾍﾟｰｼﾞ及び７ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
令和２年７月13日付け千農計第47号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。
令和元年度第８号農用地利用集積計画における利106は、10ａ当たり単価の錯誤のため、賃借料が変更となったものであります。
以上、報告第３号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

藤田委員　　これは、円滑化事業でやっているのですか。

事　務　局　　はい。

藤田委員　　それでは、地主と道央農業振興公社の関係の契約の方はどうなのですか。

事　務　局　　そちらに金額を合わせた形になります。法人化に伴い、片側解約した際に金額に誤りがあったので、正しい金額に修正したものです。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他に何かございませんか。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済といたします。

＜日程第８　協議の部＞

【議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第７、協議の部に入ります。（16：45）
はじめに議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号についてご説明申し上げます。議案書８ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
農地法第５条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、可として議決した場合、北海道農業会議からの意見回答後、許可書を交付することとします。
今月の農地法第５条の規定による許可申請は１件になります。
整理番号３は、土砂・火山灰採取及び農地造成のために一時転用する案件です。
当日配布資料の１ﾍﾟｰｼﾞから10ﾍﾟｰｼﾞに、議案第１号資料として、位置図、地番図、求積図等をお配りしておりますので、説明と合わせてご確認ください。
転用を行う土地の所在は、幌加○○○○の内、外６筆。
地目は、公簿は畑、山林及び原野、現況は畑で、面積は７筆合わせまして、20,587㎡であります。
土地の貸主は千歳市長都駅前○○○○、△△△△さんで、土地の借主は千歳市協和○○○○、△△△△さんになります。
転用目的は土砂・火山灰採取及び農地造成で、採取する土砂、火山灰の採取量は16,097.4㎥であります。
権利設定の種類は使用貸借権で、転用期間は許可日から令和２年11月30日までとなります。
当該地は農業振興地域整備計画における農用地区域内農地に区分されます。

農用地区域内農地の転用は、原則許可することが出来ないとされておりますが、転用が一時的なものであり、代替地では転用目的が達成できないこと、及び農業振興地域整備計画の達成に支障が無い場合には例外的に許可できます。

本申請については、令和2年11月30日までの使用貸借権の設定でありますので、一時転用であり、転用目的が農地造成であることから、土地の代替性は無いと認められます。

また、千歳農業振興地域整備計画の達成への影響については、7月10日付で、市、農業振興課から計画への影響が無い旨、回答を受けております。

当日配布資料の9ﾍﾟｰｼﾞを覧ください。

農地復元計画についてですが、当該事業は、掘削、整地を行った後、表土を戻す計画であり、耕作土が不足する場合は、隣接する△△△△の土場から、必要な耕作土を運び入れる予定となっております。

また、万が一、転用事業者である△△△△が農地への復元を行わない場合、土地所有者の責任において復元することを誓約していることからも、農地復元計画は妥当と考えられます。

なお、農地復元の際の表土の厚さについては、9ﾍﾟｰｼﾞの下の2の表に記載がございますが、0.3m、30cmの計画でございます。

最後に当日配布資料の10ﾍﾟｰｼﾞ、全体計画図をご覧ください。

このﾍﾟｰｼﾞで本件全体の計画が示されており、今回の申請である第2期造成区域の赤色の箇所、先月に一時転用が完了した第1期造成区域の青色の箇所、今回の一時転用が完了の後に予定されている第3期造成区域の緑色の箇所の3つに分かれております。

全体を3つに分けた理由でありますが、全体で1つの一時転用としますと、転用面積が4haを超えるため、北海道知事許可案件となり、国との協議なども必要となることから、許可までに長期間を要することとなります。

しかしながら、今回の土地につきましては、所有者が早期に売り渡しを希望していることから、全体を4ha未満の一時転用として分割し、一時転用が完了した第1期造成区域から売却しようとするものであります。

なお、このことにつきましては、申請・許可済みの一時転用が完了した後であれば、隣接地で一時転用を行っても、一体的なものとしてはみなさず、複数の一時転用として分けて実施可能であることを石狩振興局に確認済みで、本件については、今月14日に開催されました火山灰・砂利採取特別委員会にて、前回申請のあった第1期造成区域における一時転用の完了を確認しております。

また、前回の一時転用が行われた際には、全体を2工区に分けて一

時転用を行うとのことでしたが、当初の2工区の途中に挟まっている国有地の払い下げの事務手続きに時間がかかることなどから、前回ご説明した2工区をさらに2つに分け、更に一部新たな農地を追加し、合わせて3工区に分け農地造成のための一時転用を実施する計画となっております

以上、整理番号3についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については、火山灰・砂利採取特別委員会で審議しておりますので平沖前委員長から報告願います。

平沖委員長　　7月14日に樋口前会長、長島前代理にも出席いただき、農民研修ｾﾝﾀｰにおいて、火山灰・砂利採取特別委員会を開催し、議案第1号整理番号3に係る、農地法第5条の規定による許可申請について審議を行っておりますので報告します。

当日は事業者である△△△△にも立ち会いをいただき、第1期造成区域の一時転用の完了の確認及び今回申請のあった第2期造成区域の一時転用の箇所を現地調査した後、委員会を開催しました。

その結果、第1期造成区域の一時転用が計画どおり完了されていること、また第2期造成区域については、事務局から転用許可基準に照らし合わせた説明を受け、質疑等を行い、当特別委員会としては転用許可基準を満たすことから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　令和２年度第３号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、令和 2 年度第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 9 ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。

今月の案件は、所有権移転が 2 件になります。

本議案は、千歳市長が農地に利用権を設定するために集積計画を作成し、農業委員会に意見を求めるもので、農業委員会がこの計画を適正と認めた場合は、千歳市長が公告を行い、本計画に定める利用権が設定されます。

整理番号所 1 及び 2 は農地保有合理化事業案件であります。

当日配布資料の 13 ﾍﾟｰｼﾞに農地保有合理化事業のﾌﾛｰ図を添付しております。

農地保有合理化事業は、土地所有者から、農地の売却についてあっせん申出があった場合、農業委員会等が地域の認定農業者に対し売買の利用調整を行いますが、資金的に早急に購入することができない等の理由により、利用調整が不調となった場合、認定農業者に農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が農地を一旦、買入れたうえで認定農業者に貸付を行う事業であります。農地の貸付期間は 5 年もしくは 10 年であり、貸付期間満了前に、北海道農業公社が買い入れた際と同額で、認定農業者に売り渡されます。

整理番号、所 1 及び 2 は、平成 27 年度第 12 回総会で、公益財団法人北海道農業公社から利用集積計画による貸付を受けていた農地について、今年度中に貸付期間満了となることから、北海道農業公社から売渡を受ける農地保有合理化事業案件になります。

当日配布資料の 11 ﾍﾟｰｼﾞから 12 ﾍﾟｰｼﾞに議案第 2 号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

はじめに、整理番号、所 1、利用権設定等を受ける農用地は、中央○○○○、外 4 筆。公簿、現況ともに畑で、面積は 5 筆合わせまして 137,233 ㎡であります。

土地の譲渡人は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社で、土地の譲受人は、夕張郡長沼町○○○○、△△△△さんになります。

売買契約で、売買価格は□□円、10a 当り□□円となります。
次に、整理番号、所 2、利用権設定等を受ける農用地は、東丘○○○○、外 2 筆。公簿、現況ともに畑で、面積は 3 筆合わせまして 64,117 ㎡であります。
土地の譲渡人は、公益財団法人北海道農業公社で、土地の譲受人は、△△△△さんになります。
売買契約で、売買価格は□□円、10a 当り□□円となります。
以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
所 1 及び 2 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　千歳市都市計画審議会委員の推薦について】

議　　長　　次に、追加提案の議案第 3 号、千歳市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
当日追加議案書をご覧ください。
千歳市都市計画審議会委員の推薦について、審議意見を求めます。
この度、当委員会に対しまして、千歳市長より、農業委員改選により前会長が辞任したことに伴い、新たに千歳市都市計画審議会委員として、委員 1 名の推薦依頼がありました。
千歳市都市計画審議会は、千歳市における都市計画の総合的な企画

及びその円滑な推進を図るため、市長の諮問機関として設置され、学識経験者・市議会議員など委員16名をもって構成されております。
　なお、任期については、前任者の残存期間である令和2年11月6日までとなります。
　以上、議案第3号について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　推薦についてどのように取り計らえば、よろしいですか。

田　村　委　員　　前任者を踏まえ引き続き農業委員会の代表である長島会長が適任と思いますので、長島会長にお願いしてはどうでしょうか。

議　　長　　他に意見はございますか。

（意見なし）

議　　長　　ご意見がないようでしたら、当職を都市計画審議会委員に推薦することについて審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、平沖会長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。
　暫時休憩します。（17：01）

（長島会長退室、議長交代）

会長職務代理者　　再開します。（17：02）
　これより質疑を行います。

（質疑なし）

会長職務代理者　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。
　長島会長を都市計画審議会委員に推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長職務代理者　　挙手多数でありますので、長島会長を都市計画審議会委員に推薦することに決定いたしました。

長島会長の退席を解きます。
暫時休憩します。（17：02）

（長島会長、入室、議長交代）

議　　長　　再開します。（17：03）
これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料1　農業委員の担当地区について
資料2　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの実施について
資料3　農地中間管理事業のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄについて
口 頭　令和2年度農業委員会道内研修について
資料4　道農業青色申告会夏期税講習会について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（17：15　閉会）